

極上の会津プロジェクト協議会 エリア周遊二次交通商品化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津地域の回遊性向上及び地域への観光誘客を図るため、会津地域の観光地等を周遊する二次交通商品を造成・実施した事業者に対し補助を行う、極上の会津プロジェクト協議会エリア周遊二次交通商品化補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下、「補助事業者」という。）は、会津地域内に事業所を有し、二次交通商品を造成・販売できる企業・団体等とする。

(補助要件)

第3条 以下の要件をすべて満たす二次交通商品について補助対象とする。

- (1) 鉄道やバス、タクシー、レンタカー、レンタサイクルなど、会津地域の公共交通等を利用した新規又は事業効果の見込める二次交通商品であること。
- (2) 次に掲げる協議会のテーマに沿って会津地域内の複数の自治体の観光施設等に立ち寄る商品であること。
 - (ア) 女子旅
 - (イ) 仏都会津（会津の三十三観音めぐり）
 - (ウ) 絶景
 - (エ) 食・酒
 - (オ) 温泉
- (3) 会津地域内又は地域外に在住する方を対象とし、募集人員が20名以上の商品であること。

(補助期間)

第4条 補助期間は原則単年度とし、令和4年1月28日までを補助事業の終期とする。ただし、継続的な補助により事業効果の向上が見込まれる場合には、3年を限度として補助することができるものとする。

(補助額)

第5条 補助額は、200,000円を上限とし、二次交通商品の造成・実施に係る経費の10割以内とする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）を極上の会津プロジェクト協議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 会長は前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ、補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更(実施時期、実施期間等)の場合を除く。
- (2) 補助事業の中止又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(第3号様式)を会長に提出しなければならない。提出は、補助事業が完了した日から30日以内又は令和4年1月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 会長は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第8条第1項の規定により交付決定の内容を変更した場合には、変更後の内容)に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書(第4号様式)を会長に提出しなければならない

(交付決定の取消等)

第12条 会長は、第8条第1項(1)の規定により補助事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 会長は、補助事業者が不正に補助金の交付を受けたことが判明した場合は、当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
- 3 補助事業者は、会長が前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しの部分に関し、既に補助金の支払いを受けているときは、会長の定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

(補助対象事業の全部又は一部中止の場合の措置)

第13条 気象条件や天変地異等、補助事業者の責めによらない不測の事態により、補助事業の全部又は一部が中止となった場合は、既に執行済みの経費又は社会通念上取り消すことができない経費のうち、100,000円を上限に補助対象とすることができる。

(会計帳簿等の整理等)

第13条 補助事業者は、事業費の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月9日から施行する。